

よくあるご質問

1 申請について

Q 1 他の公的機関の助成金と同一テーマ（内容）で重複して申請することは可能か。

他の公的機関の助成金（ものづくり補助金等）とは、併願申請は可能です。

しかし、公社においては、同一テーマで他の公的機関と二重に助成金を受け取ることを認めていないため、複数採択され、公社の助成金利用を希望する場合は、他の公的機関の助成金を辞退していただきます。

Q 2 公社の他の助成事業と同一テーマ（内容）で申請することは可能か。

公社の他の助成事業との併願申請を認めていません。どちらか一方のみを申請してください。

Q 3 前年度に他事業において別のテーマ（内容）で採択され、助成事業の実施中です。前年度分採択事業の完了前に申請することは可能か。

テーマ（内容）が実質的に別であれば、助成事業実施中でも申請可能です。

Q 4 自社の決算が8月のため、直近決算期の確定申告書類が手元にない。

直近期の確定申告書類が間に合わない場合、一期前と二期前の確定申告書類を提出してください。

Q 5 決算期の変更により決算の対象期間が12か月に満たない場合はどうすればよいか。

合計24か月が含まれる分の確定申告書（3期以上）を提出してください。

2 助成対象事業について

Q 6 申請したいテーマが製品・サービス例にない。助成対象とはならないか。

P. 2の「製品・サービス例」はあくまで一例を示したものであり、女性の健康課題解決に関する6つのテーマに含まれる内容であれば申請できます。

ただし、美容等を主目的とし、6つのテーマに関連しないものは、助成対象外です。

Q 7 男性を対象とする製品・サービスの場合は、助成対象とはならないか。

本助成事業では、女性の健康課題解決に資する製品・サービスの開発等を助成対象としていますが、男性の利用を通じて女性の健康課題解決に資するものについても助成対象としています。

Q 8 医療機器や医薬品も対象か。

対象となります。安全性や信頼性の確保については、自社で検証の上、申請書の記載にて証明してください。

また、申請事業の内容によっては、許認可や品質・安全性等に関する試験証明書等の書類の提出をお願いする場合がございます。

Q9 これまでに商品化した製品やサービスを改良する場合は助成対象となるか。

既存の製品やサービスを元に、新たな価値（機能や仕組み）の付加や、差別化を図るための改良であれば、助成対象となります。

ただし、パッケージやデザインのリニューアルのように製品・サービス自体の開発要素が薄いものや、原材料等を変更して製造方法を調整するだけのものは助成対象とはなりません。

3 申請要件について

Q10 どんな会社が助成対象となるか。

中小企業基本法上の会社とは、会社法上の会社を指し、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社等を指すものとします。

なお、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、有限責任事業組合（L L P）等は助成対象外となります。

Q11 創業予定者は、申請時点の所在地は都外でも問題ないか。

都内で創業を具体的に計画されていれば申請可能です。

ただし、採択後、すみやかに創業の上、その証拠書類をご提出いただきます。

Q12 ファブレス（製造設備を持たない）企業でも申請が可能か。

申請は可能です。

ただし、仕様策定やテスト等の開発・改良の主要な部分は自社の事務所等で行う必要があります。

Q13 開発実施場所に他社を記載してもよいか。

申請者の事業所に限ります。委託先を含め他社を開発実施場所とすることはできません。

Q14 開発の実施場所は、他県でも構わないか。

申請要件において、助成事業の実施場所は、「原則として東京都内」としています。

ただし、自社の東京都内の事業所等での実施が困難であると公社が認めた場合は、東京都ではない首都圏の範囲内（埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）であれば、概ね申請可能です。

4 助成対象経費について

Q15 達成目標が達成できなかった場合、途中までかかった経費は支払われるか。

達成目標が達成されなかった場合は、それまでかかった経費は支払われません。

助成事業の完了は、達成目標を達成することが条件になります。完了検査にて達成目標の達成と経費関係書類の確認ができた場合に助成事業完了となります。

Q16 申請前に支払った経費は対象になるか。

助成対象期間内に契約、取得、支払が完了した経費が対象です。

助成対象期間内である令和7年2月1日～令和8年10月31日に、契約、取得、支払いが完了した経費が対象となります。

Q17 レンタルサーバ代、クラウドサービス利用料は、助成対象経費になるのか。

機械装置・工具器具費として助成対象経費になります。

助成事業のために利用する費用であって、助成対象期間内に発注または契約、取得、利用開始・終了、支払が発生した経費が対象です。

Q18 機械装置・工具器具費、委託・外注費の見積書は1社分のみでよいか。

機械装置・工具器具費、委託・外注費に該当する経費で、1件あたりの単価が税抜100万円以上の場合、申請時に2社分の見積書の提出が必要になります。

「1社しか生産していない」、「販売先が1社に限られている」といった業界・商慣習等に起因した、やむを得ない理由がある場合のみ、1社分でも構いません。

ただし、その理由を申請書に記載してください。「過去に取引実績があるため」等の理由では認められませんのでご注意ください。

Q19 調達予定である物品等の仕様が決まってない場合は、「未定」と記載すればよいか。

「未定」とは記載せず、申請時点で想定される仕様を記入してください。

Q20 チラシや新聞広告等で、開発製品・サービスの宣伝を行ってよいか。

本事業において開発・改良した製品・サービスの認知度向上又はニーズ確認等を行うための展示会出展や広報活動であれば、可能かつ助成対象となります。

ただし、助成対象期間中、販売・営業行為にあたる広告や宣伝はできません。

5 その他

Q21 販売開始はいつから可能か。

助成事業完了後（完了検査の翌日）から、販売開始可能です。

ただし、開発した試作品自体は、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで保存義務がありますので、保存義務が終了するまでは販売できません。